

監 査 報 告 書

令和8年6月16日

岐阜市公立大学法人

理事長 原 英彰 様

岐阜市公立大学法人

監事 中西 敏夫

監事 山田 英脩

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項、岐阜市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第2条及び岐阜市公立大学法人監事監査規程の各規定に基づき、岐阜市公立大学法人の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの業務の執行について監査を実施しました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私ども監事は、役員会に出席して、法人として重要な意思決定並びに役員等の職務執行状況を聴取するとともに重要な書類等を閲覧又は調査し、また、当期の監査計画及び監査方法に従い、必要に応じ関係する職員から説明を受けるなど監事監査に必要と考えられる監査を実施しました。

また、財務担当部署から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関し、監査の概要について報告並びに説明を受け、検討を加えました。

2 監査の結果

（1）中期計画に定める業務の実施状況

本法人の業務の実施状況について監査した結果、法令等に従って適正に実施されており、また、中期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されており、特に指摘すべき事項は認められませんでした。

（2）組織及び制度全般の運営状況

本法人の組織及び制度全般の運営状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、特に指摘すべき事項は認められませんでした。

（3）予算の執行に関する事項

本法人の予算の執行状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められませんでした。

（4）資産の取得、管理及び処分に関する事項

本法人の資産の取得、管理及び処分状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められませんでした。

（5）財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項

本法人の財務諸表、事業報告書、及び決算報告書を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められませんでした。

（6）その他監査の目的を達成するために必要な事項

その他特に指摘すべき事項は認められませんでした。

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当公立大学法人が別途保管しております。